

東部地域広域水道企業団
指定給水装置工事事業者 各位

東部地域広域水道企業団
企業長 村上 信行

水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者の指定更新について（通知）

平素より当企業団の水道事業にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、2019（令和元）年10月1日より指定給水装置工事事業者制度に更新制が導入されました。この改正法により、指定の有効期間が従来の無制限から5年間になることから、指定給水装置工事事業者の皆様におかれては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

改正法の施行にあたっては、更新事務の平準化を図るための経過措置が設けられており、本年度初回更新対象となる2022（令和4）年9月29日を有効期限とする皆様については下記のとおりとなりますのでお知らせするとともに、期間内での更新手続きをお願いいたします。

記

1. 本年度初回更新対象者

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に指定を受けた者

※指定給水装置工事事業者証記載の指定番号が1番から91番までの者

2. 更新手続きの詳細

更新対象者には、届出住所宛に通知を郵送（日本郵便㈱のレターパックライトを使用）しますので詳細を確認ください。

※当該通知は初回更新時のみとなります。

3. 更新手続きに関する問い合わせ先

東部地域広域水道企業団

施設担当 小俣・曾根

Tel 0554-22-0099

以上